

第28回 飯豊町農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和7年10月27日(月) 午前9時30分開議
2. 開催場所 飯豊町役場 委員会室
3. 出席委員(10人)

1番 卷坂 藤博	2番 後藤恵美子	3番 齋藤 祐一
4番 渡部由美子	5番 長岡 賢市	6番 渡部 晃子
7番	8番 遠藤 智行	9番 二瓶 幸浩
10番 安部 数幸		
4. 欠席委員 7番 手塚 康博
5. 農業委員会事務局員 上田信幸事務局長 佐藤智昭局長補佐 大谷部良明主事
孫田智子主査 桐生竜也主事 遠藤貴幸主事 鈴木慎主事補
6. 議事日程
 - 日程第1 会議録署名委員の指名について
 - 日程第2 会期の決定について
 - 日程第3 報告第74号 非農地証明交付申請の報告について
 - 日程第4 報告第75号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について
 - 日程第5 報告第76号 農地法第18条の規定による報告について
 - 日程第6 議案第84号 農地法第3条の規定による許可申請について
 - 日程第7 議案第85号 農用地利用集積等促進計画(案)に関する意見について
 - 日程第8 議案第86号 飯豊町地域計画の変更に対する意見について

議 長

今月の始めに、私たちの仲間でありました推進委員の川村明浩さんをご逝去されました。突然の事として、みなさんびっくりしたと思います。委員会の活動に真面目に、また、場を盛り上げてくれていた方だけに、大変残念であります。帰り道のない旅地につかれましたので、その旅地が穏やかであることを、みなさんと願いながら、ご冥福をお祈りしたいと思います。

さて、国勢では日本で初めての女性総理大臣、高市早苗さん、私と同じ年齢でありました。私たち、山形県人にとっては、その驚きよりも2区から出ている鈴木憲和氏が念願の農林水産大臣に就任されたということでありまして、私の記憶では、県内では、鹿野道彦さん、遠藤武彦さんに続いて、3人目と思うところであります。農政を見込まれての就任だと思しますので、まずは、長い期間、務めて頂くことと、これからの農業、農政の安定のために、活躍して頂きたいと思うところであります。

今年の米価は今までない上げ幅だったということで、農業に関する関心がものすごく高くなっていますが、新聞等々でもありましたが、山形県の新規就農者が、400人を超えということで、相当な人数であります。また、農業アルバイトのアプリがありますが、その利用も今年度が最高であったということで、農家以外の非農家の方に関心をよせてもらう一番良い機会で、農政に対する関心が高まって、農業が大切なものだと分かって欲しいと思います。こういうことも長く続いて欲しいとつくづく思ったところであります。それでは、ただいまより第28回飯豊町農業委員会総会を開催致します。定足数に達しておりますので、会議は成立いたします。日程第1「会議録署名委員の指名について」運営内規第8条の規定により、1番巻坂藤博委員、2番後藤恵美子委員を指名致します。日程第2「会期の決定について」をお諮りいたします。会期は本日1日限りとしたいと思いますが異議ございませんか。

委 員

全員異議なし。

議 長

異議なしと認め、本日1日限りといたします。それでは、日程第3報告第74号「非農地証明交付申請の報告について」を議題とします。事務局より議案の朗読と説明を求めます。

鈴木慎主事補

それでは非農地証明交付申請の報告について説明致します

1 番	届 出 者	〇〇〇	〇〇〇
	申 請 地	高峰字小沼沢田代二 235-5 はじめ 2 筆	
	地目地積	畑 2 筆で 652 m ²	

1番の案件について説明致します。非農地となった時期および事由ですが、平成14年頃、畑の耕作をやめ、現在は樹木および雑草等が繁茂している状況であるため、現地確認を通し、現在は農地としての機能が失われていると判断となっているため、非農地判断致しました。10月16日、安部会長、二瓶委員、寒河江委員の農業委員3名と事務局大谷部、鈴木で現地確認を行いました。以上、報告致します。

議長 報告ですので、ご了承ください。それでは、日程第4報告第75号「農地法第3条の3第1項の規定による届出について」を議題とします。事務局より議案の朗読と説明を求めます。

大谷部主事 それでは農地法第3条の3第1項の規定による届出について説明致します

1番	届出者	〇〇〇	〇〇〇
	被相続人		〇〇〇
	申請地	数馬字下桐山467はじめ10筆	
	地目地積	田2筆畑8筆で4,743.00㎡	

1番は、令和6年11月17日相続による取得で、あっせんの希望はありますが、安部会長、伊藤推進委員、鈴木と現地を確認したところ、数馬のわらび園の更に奥にあるところで、山になっているので、本人に地目を換えた方が良いのではないかと手紙を出す予定であります。以上1件についてご報告致します。

議長 報告ですので、ご了承ください。それでは日程第5報告第76号「農地法第18条の規定による報告」を議題とします。事務局より議案の朗読と説明を求めます。

大谷部主事 農地法第18条の規定による報告について説明を致します。

1番	貸付人	〇〇〇	〇〇〇
	借受人	〇〇〇	〇〇〇
	届出地	中字酒町南3344-1はじめ3筆	
	地目地積	田3筆で2,250㎡	
2番	貸付人	〇〇〇	〇〇〇
	借受人	〇〇〇	〇〇〇
	届出地	中字酒町南3344-1はじめ3筆	
	地目地積	田3筆で2,250㎡	
3番	貸付人	〇〇〇	〇〇〇
	借受人	〇〇〇	〇〇〇
	届出地	中字原南3161	
	地目地積	田1筆で750㎡	
4番	貸付人	〇〇〇	〇〇〇
	借受人	〇〇〇	〇〇〇
	届出地	中字原南3161	
	地目地積	田1筆で750㎡	

1番の案件は、これから農地転用の申請による解約になります。3番の案件は、〇〇〇が離農になるための解約になります。以上、2件につきまして報告致します。

議 長 報告でありますので、ご了承ください。続きまして、日程第6議案第84号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題とします。事務局より議案の朗読と説明を求めます。

大谷部主事 農地法第3条の規定による許可申請について説明いたします。新規の賃貸借が1件、所有権移転が2件であります。

1 番	譲 渡 人	〇〇〇	〇〇〇
	譲 受 人	〇〇〇	〇〇〇
	申 請 地	添川字尼ヶ沢 7141-1 はじめ 3 筆	
	地目地積	田 3 筆で 433 m ²	
2 番	譲 渡 人	〇〇〇	〇〇〇
	譲 受 人	〇〇〇	〇〇〇
	申 請 地	小屋字前田 647-3	
	地目地積	田 1 筆で 135 m ²	
3 番	譲 渡 人	〇〇〇	〇〇〇
	譲 受 人	〇〇〇	〇〇〇
	申 請 地	小白川字長者原 3530-1	
	地目地積	田 1 筆で 772 m ²	

1 番の案件ですが、だいぶ荒廃している農地でありまして、農地を再生する事業を行って、畑として活用する予定なので、契約するものです。2 番の案件は、移住される売買になります。3 番の案件ですが、共有名義の土地でありまして、9 名の方が所有されておりますが、その中の 1 人の〇〇〇が農地を売りたいということで、〇〇〇に売買するものであります。以上 3 件につきまして、農地法第 3 条第 2 項の各号に該当せず、許可要件を満たしており問題ないと思われまますので、よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

議 長 ただいま、事務局の説明が終わりました。事務局からの説明に関連して、当該委員の現地調査ならび補足説明をお願い致します。8 番遠藤智行委員

遠藤委員 先ほどの説明にあったように、尼ヶ沢という土地は、ほとんどが荒廃地になっております。それを整備して使用することで、金額は無償となっております。豆を植えるようです。〇〇〇は手広くやっておる方ですので、信用できると思われまます。

議 長 他にございませんか。9 番二瓶幸浩委員

二瓶委員 3 番の案件ですが、長者原の一番奥に以前住んでおられた方が、家がなくなるということで、産業廃棄物等の置き場になっては困るということで、小白川の中郷の 9

名の方が、危ないから買うということで、何十年も前に購入した土地であります。この長者原は中郷地区の基盤整備事業の対象になっておりまして、今回、この土地も区域に入っているということで、土地改良に確認したところ、畑にしたいとの話がありました。その中で、〇〇〇と〇〇〇が9人の中に入っていますが、この2人が田のままにしたいという要望がありまして、土地改良でも承諾をして、1枚の田にすることになりました。その中で、〇〇〇は子供も遠くにいるし、高年齢ですので、ゆくゆくは作れないので、誰かに買って欲しいとのあっせんがありまして、いろいろ話を聞いたところ、9人の承諾を得まして、売っても良いとなりましたが、なかなか買い手も見つからなかったんですが、〇〇〇が買って良いとなりました。〇〇〇は昨年からは田んぼを作ってもらっている経緯もありましたが、まだ機械もありますし、息子もいるということで、要件的には満たしておりまして、許可せざるおえないと考えております。以上、ご審議のほどお願い申し上げます。

議 長 2番の案件について、私から説明させていただきます。譲渡人〇〇〇、譲受人〇〇〇は、元々、小屋の出身で自宅がありました。今回の農地は、〇〇〇の家に隣接する農地でありまして、以前、〇〇〇の母親が1人で住んでおられました。〇〇〇の親の代から自家用畑として、〇〇〇の母親が借りていたこともあって、〇〇〇も長井から通って、畑をやっているようです。〇〇〇も小屋の土地を清算して綺麗にしてきて、この土地も手放したいと、〇〇〇にあったようです。金額も双方納得での合意とありましたので、何ら問題ないと思われまして、ご審議のほどお願い申し上げます。これより質疑に入ります。ただいまの事務局に説明について、質問、意見等ありましたらお願いいたします。格別ないようでしたら、賛成する方の挙手を求めます。

委 員 全員挙手

議 長 報告でありますので、ご了承ください。続きまして、日程第7議案第85号「農用地利用集積等促進計画案に関する意見について（移転）」を議題とします。事務局より議案の朗読と説明を求めます。

大谷部主事 農用地利用集積等促進計画案に関する意見について（賃借権の移動）飯豊町長より依頼がありましたので、ご協議頂きたいと思っております。

1 番	譲 渡 者	〇〇〇	〇〇〇
	譲 受 者	〇〇〇	〇〇〇
	申 請 地	萩生字町東 3545-2	
	地目地積	田 1 筆で 2,000 m ²	

1番の案件ですが、ご夫婦で農業を営んでおりますが、次世代人材投資事業の150万円をもらうように申請しておりますが、農地を賃貸借する必要がありましたので、旦那さんが借りている1部を奥さんに契約変更する手続きを進めております。以上説明いたしました。

議長 これより、質疑に入ります。ただいまの事務局に説明について、質問、意見等ありましたらお願いいたします。格別ないようでしたら、賛成する方の挙手を求めます。

委員 全員挙手

議長 挙手全員です。承認することに決定いたしました。続きまして、日程第8議案86号「飯豊農業振興地域整備計画の変更に対する意見について」議題と致します。事務局より議案の朗読と説明を求めます。

遠藤主事 飯豊農業振興地域整備計画の変更に対する意見について説明させていただきます。今回の地域計画の変更は2件であります。以前に、農業振興地域から除外で申請を頂いていた案件になります。山形県から農業振興地域から除外するにあたり、地域計画の目標地図から抜いておく必要があると、ご指導を受けまして、申請者にお伝えした内容になっております。本来とは、順番が前後になっておりますが、申し添えます。西部地区は、高峰字毛下野上4730はじめ2筆になります。〇〇〇のすぐ北の土地になりまして、砂利置場として活用したいというものです。もう1件が中地区で中字原南876番1はじめ7筆になります。農地転用を行って、太陽光発電の事業を行うと申請を頂いている箇所になります。地域計画の書類が添付されておりますが、西部地区は0.4haの減になります。中地区は0.5haの減になります。他の地区は、地域計画に変更はありません。以上で説明致しました。

議長 ただいまの事務局に説明について、質問、意見等ありましたらお願いいたします。格別ないようでしたら、賛成する方の挙手を求めます。

委員 全員挙手

議長 挙手全員です。承認することに決定いたしました。以上で本日の議案は全て終了いたしました。第28回飯豊町農業委員会総会を終了いたします。ご苦労様でした。

(午前10時00分会宣した。)

以上、会議の顛末を記載し内容に相違ないことを認め、ここに署名する。

令和7年10月27日

議長

安部 敦幸

署名委員(1番)

巻坂 藤博

署名委員(2番)

後藤 恵美子